



# 市税の納め忘れは ありませんか

## 12月は市税完納強調月間

12月を市税完納強調月間として、市税を滞納している人に対し、電話  
 督促、訪問督促、財産調査、差し押さえ処分などの実施を強化します。

**問い合わせ** 収納課（市庁舎2階、☎65・4128、65・4129）

### 相談窓口を開設します

12月1日から11日まで、水曜日  
 を除く平日の夜間と土・日曜日に、  
 収納課にて納税相談の窓口を開設  
 します。また、年間を通して祝日  
 を除く毎週火曜日は、20時まで相  
 談窓口を開設しています。

12月の納税相談窓口日程

日	月	火	水	木	金	土
		①	2	③	④	⑤
⑥	⑦	⑧	9	⑩	⑪	12 休み
13 休み	14	⑮	16	17	18	19 休み
20 休み	21	⑳	23	24	25	26 休み
27 休み	28	29 休み	30 休み	31 休み		

### 開設時間

○印は8時45分～20時  
 ☆印は8時45分～17時30分  
 他の平日は8時45分～17時30分

### 納期内納付にご協力ください

市税は、市民サービスの提供や  
 住みよいまちづくりを進めるため  
 の重要な財源です。

### 令和2年度今後の 市税の納期限

固定資産税・  
 都市計画税(第4期)  
**令和2年  
 12月28日(月)**  
 市道民税  
 (普通徴収・第4期)  
**令和3年  
 2月1日(月)**

### 納税が困難なときは必ず相談を

納期限までに納付されない場合  
 は、本来の税額に加えて、延滞金  
 が加算される場合があります。

また、督促状や催告書、電話な  
 どで催告しても納付されない場合  
 財産（預金や給与、不動産など）  
 を調査の上、差し押さえなどの滞  
 納処分を実施することがあります。  
 やむを得ない事情がある場合は、  
 早めに収納課までご相談ください。  
**新型コロナウイルスの影響による  
 徴収猶予の「特例制度」があります**  
 新型コロナウイルスの影響によ  
 り事業などに係る収入に相当の減  
 少があった人は、1年間、市税の  
 徴収の猶予を受けることができま  
 す。担保の提供は不要で、延滞金  
 も掛かりません。

次のすべての要件を満たす納税  
 者・特別徴収義務者が対象です。

- ① 新型コロナウイルスの影響によ  
 り、令和2年2月以降の任意の  
 期間（1カ月以上）において、  
 事業などに係る収入が前年同期  
 に比べておおむね20パーセント  
 以上減少している。
  - ② 一時に納付を行うことが困難で  
 ある。
- 対象となる税目は、令和3年2

月1日までに納期限が到来するす  
 べての市税で、納期限までに申請  
 が必要です。納付が困難な場合は、  
 収納課までご相談ください。

※対象市税の納期限が、令和3年  
 1月31日から、令和3年2月1  
 日に変更となりました。

### コンビニでも納められます

バーコード付きの納付書は、金  
 融機関のほか、セブン・イレブン、  
 ローソン、セイコーマート（北海  
 道・関東地区）でも納めることが  
 できます。

※ただし、一枚の納付書が30万円  
 を超える場合は、コンビニ各店  
 では納付できません。

### 市税の納付は便利で確実な 口座振替にしませんか

市税の納付を口座振替にす  
 ると、納付する手間が省け、  
 納め忘れもなく便利です。

口座振替の申し込みは、市  
 内に本店または支店がある金  
 融機関が対象です。▽振替を  
 する預金通帳▽通帳の印鑑▽  
 納税通知書を持って、各金  
 融機関または収納課（ゆうち  
 ゃ銀行希望の場合は収納課）  
 の窓口で手続きをしてくださ  
 い。

### ページー口座振替受付サービ スをご利用ください

キャッシュカードと暗証番  
 号だけで、収納課の窓口で簡  
 単に口座振替の手続きができ  
 ます。

### 【利用できる金融機関】

帯広信用金庫、北海道銀行、  
 北洋銀行、ゆうちょ銀行



# 事業収入減少の申告で 固定資産税が軽減

## 固定資産税・都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルスの影響で、一定の事業収入が減少した中小事業者  
 などが、期間内に市に申告すると、令和3年度固定資産税・都市計画税  
 の課税標準がゼロまたは2分の1に軽減されます。

**問い合わせ** 資産税課（市庁舎2階、☎65・4124）

### 申告方法

認定経営革新等支援機関など※  
 の確認を受けた後に、申告書類を  
 資産税課へ郵送、または持参して  
 ください。（図）

### 申告書類

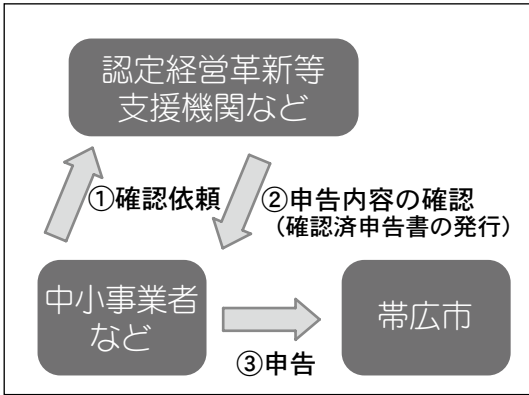
- 次の①～③（認定経営革新等支  
 援機関などに提出した書類と同じ  
 もの）を提出してください。
- ① 申告書 認定経営革新等支援機  
 関などの確認を受けたものに限  
 る
  - ② 収入減を証する書類 会計帳簿  
 や青色申告決算書の写しなど
  - ③ 家屋の事業用割合を示す書類  
 青色申告決算書の写しなど（事  
 業用家屋を所有している場合の  
 み）

※認定経営革新等支援機関など  
 税理士や会計士、商工会議所、  
 金融機関など、専門知識や実務経  
 験が一定以上の者に対し、国の支  
 援機関として認定した個人や法人  
 などのことです。

### 申告期間

令和3年1月4日(月)～2月1日  
 (月)まで

### 図 申告の流れ（イメージ）



### 軽減の対象となる税

- ・償却資産に対する令和3年度固定資産税
- ・事業用家屋に対する令和3年度固定資産税・都市計画税

### 軽減の対象となる事業者

- ・次のすべての要件を満たす場合のみ、対象となります。
- ① 市内に償却資産または事業用家屋を所有している
  - ② 中小事業者など（次の(1)～(3)のいずれかに該当する人）  
 である  
 (1) 常時使用する従業員数が1000人以下の個人  
 (2) 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人  
 (3) 資本または出資を有しない法人のうち、常時使用する  
 従業員数が1000人以下の法人  
 ※ただし、大企業の子会社などは対象外となります。
  - ③ 性風俗関連特殊営業を営んでいない
  - ④ 令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月間の事  
 業収入が前年同期比30%以上減少している

事業収入の減少率（対前年同期比）	軽減率
30%以上50%未満の減少	2分の1
50%以上減少	全額

※すでに他の特例が適用されている場合は、本制度の該当に  
 ならない場合がありますので、事前に資産税課まで問い合  
 わせください。

詳細はホームページを  
 ご覧ください



◀ 帯広市への申告方法や  
 申告書様式について

帯広市 固定資産税 コロナ 検索

制度の詳細について▶



中小企業庁 固定資産税 コロナ 検索

### 償却資産の申告をお忘れなく

償却資産とは、会社や個人が所有する不動産賃貸、  
 商店、農業などの事業に使用する資産です。

所有者は、令和3年1月1日現在の所有状況を令  
 和3年2月1日(月)までに申告してください。申告書  
 は資産税課で配布しています。

対象資産 構築物、機械・装置、工具・器具備品など